

定期接種実施要領 新旧対照表

改正後	現行
第 1 総論 1～17 (略) 18 他の予防接種との関係 (1) 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥BCGワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した日から、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥BCGワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンの予防接種（<u>同一種類</u>のワクチンを接種する場合において、接種の間隔に関する定めがある場合は、その定めるところによる。）を行うまでの間隔は、27 日以上おくこと。 (2) (略) 19～23 (略) 第 2 各論 1 (1)～(13) (略) (14) Hib 感染症の予防接種は(1)と同様とするか、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、アの方法を標準的な接種方法とすること。 ア～ウ (略) エ Hib 感染症の予防接種について、平成 26 年 4 月 1 日より前に、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。）による改正前の実施規則（以下「旧規則」という。）に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、実施規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。 (15)～(19) (略) 2～11 (略)	第 1 総論 1～17 (略) 18 他の予防接種との関係 (1) 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥BCGワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した日から、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥BCGワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンの予防接種（<u>同一種類</u>のワクチンを接種する場合において、接種の間隔に関する定めがある場合は、その定めるところによる。）を行うまでの間隔は、27 日以上おくこと。 (2) (略) 19～23 (略) 第 2 各論 1 (1)～(13) (略) (14) Hib 感染症の予防接種は(1)と同様とするか、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、アの方法を標準的な接種方法とすること。 ア～ウ (略) エ Hib 感染症の予防接種について、平成 26 年 4 月 1 日より前に、<u>平成 26 年 4 月 1 日より前に</u>、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。）による改正前の実施規則（以下「旧規則」という。）に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、実施規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。 (15)～(19) (略) 2～11 (略)

12 新型コロナウイルス感染症の定期接種 新型コロナウイルス感染症の予防接種は、(1)に掲げる者に対し、(2)のいずれかの方法で、毎年度10月1日から翌年3月31日までの間で各市町村が設定する期間に1回行うこと。 (1) (略) (2) 接種方法 以下のいずれかの方法により行うものとする。 ア コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和5年8月2日に第一三共株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第14条第1項の承認を受けたオミクロン株XEC対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、<u>0.6</u>ミリリットルとする方法。 イ コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和6年5月29日にファイザー株式会社が医薬品医療機器等法第14条第1項の承認を受けたオミクロン株LP.8.1対応1価ワクチン)を充填済シリンジ剤により1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、<u>0.3</u>ミリリットルとする方法。 ウ 組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和6年9月5日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第14条第1項の承認を受けたオミクロン株LP.8.1対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、<u>0.5</u>ミリリットルとする方法。 エ コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和6年10月3日にモデルナ・ジャパン株式会社が医薬品医療機器等法第14条第1項の承認を受けたオミクロン株LP.8.1対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、<u>0.5</u>ミリリットルとする方法。 オ コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和7年8月28日にMeiji	12 新型コロナウイルス感染症の定期接種 新型コロナウイルス感染症の予防接種は、(1)に掲げる者に対し、(2)のいずれかの方法で、毎年度10月1日から翌年3月31日までの間で各市町村が設定する期間に1回行うこと。 (1) (略) (2) 接種方法 以下のいずれかの方法により行うものとする。 ア コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第14条の承認を受けたオミクロン株JN.1系統対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、<u>0.3</u>ミリリットルとする方法。 イ コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたオミクロン株JN.1系統対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、<u>0.5</u>ミリリットルとする方法。 ウ 組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたオミクロン株JN.1系統対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、<u>0.5</u>ミリリットルとする方法。 エ コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和5年8月2日に第一三共株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたオミクロン株JN.1系統対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、<u>0.6</u>ミリリットルとする方法。 オ コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和5年11月28日にMeiji
--	---

Seika ファルマ株式会社が医薬品医療機器等 法第 14 条第 1 項の承認を受けたオミクロン 株 <u>X E C</u> 対応 1 価ワクチン) を 1 回筋肉内に 注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリット ルとする方法。 13 (略)	Seika ファルマ株式会社が医薬品医療機器等 法第 14 条の承認を受けたオミクロン株 <u>J N.</u> <u>1 系統</u> 対応 1 価ワクチン) を 1 回筋肉内に注 射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットル とする方法。 13 (略)
--	---